建設業許可・経営事項審査電子申請システム（JCIP）

操作マニュアル（分割版）

２．９版

４．７．不許可（手続終了）の場合

令和８年１０月

国土交通省

目次

※（　）内は全体版のページ番号

４．７．不許可（手続終了）の場合…… ３ページ（２１７）

４．７．１．　「不許可通知書発行済」通知の確認…… ３ページ（２１７）

４．７．２．　「手続終了」通知の確認…… ４ページ（２１８）

４．７．３．　不許可（手続終了）後の再申請を行う場合…… ５ページ（２１９）

4．7．不許可（手続終了）の場合

4．7．1．　「不許可通知書発行済」通知の確認

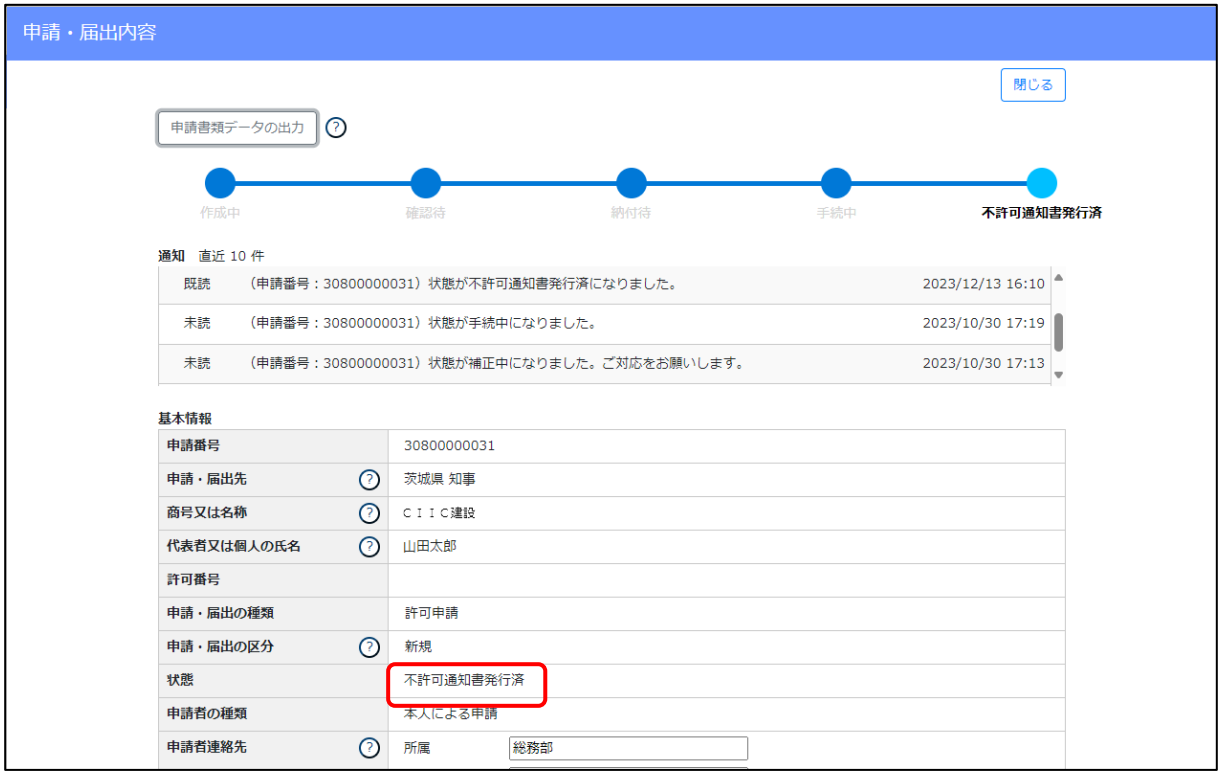
不許可となった場合は、郵送にて「不許可通知書」が届きますが、JCIP 上でも確認することができます。

①「マイページ」画面の「通知　未読の直近 10 件」グリッドで、対象の通知をクリックしてください。



②「申請・届出内容」画面が開きます、内容をご確認ください。

別途、郵送にて通知書が届きます。「通知詳細」の内容と併せて通知書の記載内容もご確認ください。



Copyright© 2022-2026 MLIT Japan. All Rights Reserved.

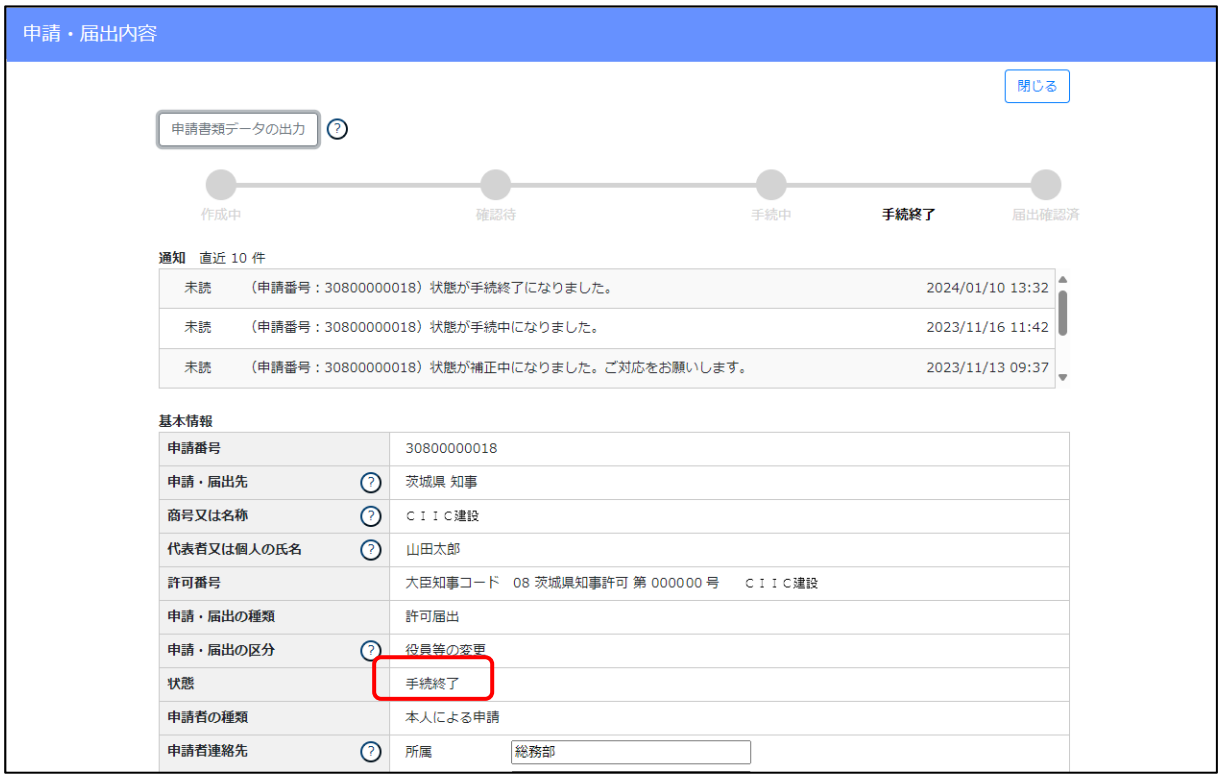
4．7．2．　「手続終了」通知の確認

申請者と連絡が取れない等の事由により手続きの継続が困難となった場合は「手続終了」の通知が届きます。

①「マイページ」画面の「通知　未読の直近 10 件」グリッドで、対象の通知をクリックしてください。



②「申請・届出内容」画面が開きます、内容をご確認ください。



Copyright© 2022-2026 MLIT Japan. All Rights Reserved.

４．７．３．　不許可（手続終了）後の再申請を行う場合

不許可・手続終了後の再申請については「新規の申請として、はじめから申請」していただくことになります。

前述のフロー（４．１．１．～４．１．４.）を参考に、再申請を行ってください。

Copyright© 2022-2026 MLIT Japan. All Rights Reserved.